

花巻市市民参画・協働推進委員会（第1回）会議録

日時 平成30年11月22日（木）午前9時55分～午前11時20分

場所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者12名 佐藤道輝（花巻農業協同組合企画部企画課長）、佐藤良介（花巻商工会議所副会頭）、高橋照幸（花巻市社会福祉協議会常務理事）、柳田秀雄（花巻市校長会）、晴山淳子（花巻市地域婦人団体協議会会長）、葛巻徹（花巻市民活動ネットワーク協議会事務局長）、関上哲（富士大学准教授）、佐々木豊子（新堀地区コミュニティ会議）、菅原千江子（土沢地域づくり会議）、名須川有子（公募委員）、阿部美智子（公募委員）、高田真理子（公募委員）

委員欠席者3名 小松原範子（花巻市老人クラブ連合会女性委員会委員長）、上田直輝（花巻青年会議所専務理事）、佐々木和恵（大迫地区コミュニティ振興会）

市側出席者4名 久保田留美子（地域振興部長）、中村光一（地域づくり課長）、佐々木彰子（地域づくり課長補佐）、上山亜貴（地域づくり課市民協働係長）

傍聴者1名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 委員長及び副委員長選出
 - 5 説明
(1) 花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について
(2) 花巻市まちづくり基本条例等について
 - 6 報告
市民参画の除外・対象外とするものについて
 - 7 閉会

1 開会 （開会 午前9時55分）

事務局（中村課長） 皆さん、おはようございます。大変お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。時間が早いですが、本日もお集まりの方がそろいましたので、進めさせていただきます。本委員会は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がいる場合は、これを認めることと、また、会議資料及び議事録を市ホームページで公開しますことを申し添えます。なお、本日は、会議録自動作成システムを利用しておりますので、御発言の際はマイクをお使いくださいますようお願いいたします。それでは、ただいまより、第1回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。開会にあたりまして、久保田地域振興部長よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

久保田地域振興部長 おはようございます。花巻市地域振興部長の久保田留美子と申します。本日は、みなさま方には、寒い中そしてお忙しい中、本委員会に御出席を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。そして、何よりもそのようなお忙しい中、この花巻市市民参画・協働推進委員会の委員をお引き受けいただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。重ねまして、日頃、みなさま方には花巻市に対しまして、たくさんの御

協力、御支援を賜わっておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。花巻市は、平成 18 年 1 月 1 日に旧花巻市、大迫町、石鳥谷町そして東和町 1 市 3 町が合併いたしました。現在の花巻市になりました。平成 18 年の後、平成 20 年 4 月には、後ほど、担当の方から説明があるかと思いますが、花巻市まちづくり基本条例を策定いたしました。その中で述べられておりますが、市民のみなさま方、議会、そして行政が信頼関係の元に市民みんなで市民参画・協働によるまちづくりを目指すという姿を述べております。そのまちづくりを推進するために、この委員会が設置されたところでございます。参画とは市民のみなさま方が、地域づくりに関して主体性を持って関わっていただくことと、意思決定に参加していただくこと、そして、協働は、市民のみなさま方、議会、行政が協力をしあって行動していくとなっているところでございます。よって、この委員会におきましては、非常に重要な議論を重ねていただくということになります。これまで、まちづくりに関します重要な計画、あるいは条例、そして建物につきまして、市民のみなさま方から意見を伺う機会として、ワークショップであったり、意見交換会であったり、そのような手法をとってまいりましたが、その手法が妥当かどうかということ、この委員会で議論を重ねていただき、そして、意見を伺った後には、その手法が妥当であったか、不足する部分はなかったかという御指摘を受けながら、続けてまいりました。今、花巻市も人口減少という中にありまして、この少子高齢化はやはり否めないところでございます。そのような状況の中で、市民の皆様方に御意見をいただき、参画をいただいて、協働してまちづくりを進めていくということは、日を迫うごとに、ますますその重要性を増していくと思っております。つきましては、この委員会において、活発な御意見をいただきながら市民の皆様方より多くの賛同をいただいてまちづくりを進めてまいりたいと思っております。結びになります。本委員会の活発な議論を御期待申し上げ、委員の皆様方の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

事務局（中村課長）

それでは、委員の紹介に入ります。委員が変わりまして初めての委員会となりますので、本日、御出席の皆様から自己紹介を頂戴したいと存じます。

名簿順に、氏名・所属等をお願いいたします。なお、小松原委員、上田委員、佐々木和恵委員は、都合により欠席との御報告をいただいております。それでは、佐藤委員から、よろしくお願いたします。

（出席委員より自己紹介）

事務局（中村課長）

ありがとうございました。続きまして、担当職員を紹介いたします。

（担当職員紹介）

4 委員長及び副委員長選出
事務局（中村課長）

それでは、本日の会議成立の報告をいたします。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、委員会は委員の半数以上が出席しなければ会

議を開くことができないと定めておりますが、本日は15名中12名の委員に御出席いただいておりますことから、委員会は成立しておりますことを御報告いたします。それでは、委員長及び副委員長の選出に入ります。委員会規則第4条の規定に基づきまして、委員長及び副委員長は、委員の互選となっております。委員長選出までは、地域振興部長が進行させていただきます。

(久保田地域振興部長が議長となり、委員長及び副委員長は委員の互選によるものであることを説明、選出方法について出席委員に諮った。委員の中から、委員長に佐藤良介委員を推薦する発言があり、出席委員に諮ったところ異議なく決定。)

(佐藤委員長の就任あいさつ後、佐藤委員長が議長となり、副委員長の選出について出席委員に諮った。委員の中から、関上哲委員を推薦する発言があり、出席委員に諮ったところ異議なく決定。関上副委員長より、就任あいさつ。)

5 説明

佐藤委員長

それでは、5・説明に入ります。今回は、第1回委員会ということもございますし、新しく委員に就任された方もいらっしゃいますので、始めに(1)花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について、そして、(2)花巻市まちづくり基本条例等について、事務局の方から説明をお願いします。それでは、始めに花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について、上山係長より説明をお願いいたします。

事務局(上山係長)

(資料に基づき説明)

佐藤委員長

ただいまの説明につきまして、御質問はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長

特にないようでございますので、(2)花巻市まちづくり基本条例等について、関連がございますので、こちらの説明をいただいてから、御質問、御意見をお伺いしたいと思っております。では、花巻市まちづくり基本条例等について、説明をお願いいたします。

事務局(上山係長)

(資料に基づき、「花巻市まちづくり基本条例」「市政への市民参画ガイドライン」「市政への市民参画ガイドライン運用マニュアル」「市民と市との協働指針」を紹介。)

佐藤委員長

ただいま、事務局より(1)花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について、(2)花巻市まちづくり基本条例等について、説明がございました。御質問がございましたら、お受けしたいと思っておりますが、どなたかございませんでしょうか。特に、新任の委員の方々に、何かお聞きになりたいことがございましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(発言する者なし)

佐藤委員長

それでは、先ほどお話がございましたように、御不明な点がございましたら、事務局、上山係長の方にお尋ねいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

6 報告

佐藤委員長

それでは次に、6-報告、市民参画の除外・対象外とするものについてです。計画・条例等一覧（対象外・除外）という資料を御覧いただきたいと思います。14件が除外・対象外ということでございますので、事務局から報告をお願いしたいと思います。初めに、No.1「花巻市八日市辺地に係る総合整備計画」、No.2「花巻市北川目辺地に係る総合整備計画」について、説明をお願いしたいと思います。

事務局（上山係長）

（資料に基づき説明）

佐藤委員長

石鳥谷の八日市と東和の北川目の2カ所の辺地整備にかかる計画で、消防施設の整備ということでございます。市民参画対象外ということでございますが、これについて何か御質問はございますか。花巻では、辺地を適用している地域は、何地域ありましたか。

事務局（上山係長）

花巻市内で、辺地区域は15区域が該当しております。例えば、鉛、大瀬川、八日市、滝田、戸塚、新地などの15区域となっております。

佐藤委員長

市内で15区域が、辺地に指定されているということで、辺地債を導入して、設備整備をするということでございます。

名須川委員

市政について全くの素人なのですが、この計画は、どなたが最初に作成するもののでしょうか。

佐藤委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（上山係長）

今、御紹介しております計画、条例の制定改廃につきましては、花巻市の執行機関が策定するものでございます。この辺地に係る総合整備計画2件につきましても、市の執行機関が策定する予定のものでございます。

佐藤委員長

よろしいですか。

名須川委員

はい。

佐藤委員長

他に、御質問ございますか。

菅原委員

大変申し訳ないのですが、意味が理解しづらいです。例えば、辺地といわれても、私には少し理解しづらいです。

佐藤委員長

では、辺地についての説明をお願いします。

事務局（上山係長）

分かりにくくて、申し訳ありません。では、辺地について御説明いたします。辺地には、2つ要件がございまして、1つ目は、交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地等のへんぴな地域ということで、法に定められているものでございます。それから、住民数そ

の他政令で定める要件に該当する地域ということで、2点ございまして、辺地の中心を含む5キロ平方メートル以内の辺地内の人口が50人以上で、辺地度点数が100点以上という要件があります。辺地度点数というのは、例えば、その地域の中心地を定めて、その中心地から、学校や郵便局といった場所に距離が遠くなるほど、点数が上がります。その点数が100点以上になれば、辺地に該当します。

佐藤委員長 菅原委員、よろしいですか。

菅原委員 はい。

佐藤委員長 他に、御質問はございませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 次に、No.3「花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、No.4「花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、No.5「花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、No.6「花巻市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例」、4件の説明をお願いします。

事務局（上山係長） (資料に基づき説明)

佐藤委員長 No.3について、御質問はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 No.4について、御質問はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 No.5について、御質問はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 以上3件は、人事院勧告に基づく所要の改正で対象外ということです。No.6について、御質問はございますか。自己啓発等休業、修学部分休業について、もう少し説明していただければと思います。

事務局（上山係長） 詳しい資料がお手元になくて申し訳ないのですが、こちらの条例は、花巻市職員が自己啓発等のために休業を取得する場合の必要な事項を定めるものとなっております。簡単に申し訳ございません。

佐藤委員長 学校教育法の一部改正によるもので、学校教育法とも関連があるわけですか。

事務局（上山係長） はい。そうです。学校教育法の改正概要でございますが、大学制度の中に位置づけられ、専門職の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学や専門職短期大学の制度を設けるといふもので、その改正に伴って頂ずれが生じたということでございます。

佐藤委員長 これについて、御質問はございませんか。柳田委員、よろしいですか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 では、次にNo.7「花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例」、No.8「花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例」、No.9「花巻市手数料条例の一部を改正する条例」、No.10「花巻市営住宅等長寿命化計画」の4件について、御説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

久保田地域振興部長 委員長、事務局から説明があります。

佐藤委員長 はい。どうぞ。

事務局（佐々木課長補佐） 事務局から、補足説明をいたします。一つ一つの内容ではなく、様式第1号の説明をいたします。市が定める重要な計画や条例の改廃制定については、市民参画を二つ以上することが大原則です。市政への市民参画ガイドラインの3ページを御覧ください。「市民参画の対象」という部分がございます。条例で規定している市民参画の対象となる重要な計画等とはどういうものかについて、アからキまで書かれております。こちらにあてはまるものは、市民参画を二種類以上するというのが、条例の内容ですが、それにあてはまるのであれば、様式第1号の欄の左から数えて、4番目の欄「重要」に表示します。今回は、対象外の表示がほとんどですが、アからキにあてはまらず、重要な計画等ではないということで対象外という表示をしております。さらに、その右側に「除外」という欄がありますが、市政への市民参画ガイドラインの4ページ（2）にありますとおり、アからオのいずれかに該当する場合は、市民参画の対象から除外できるということで、こちらは、市が定める重要な計画等にあたるのですが、除外してもよろしいという規定になってございます。このように、対象ですが除外するという場合は、様式第1号の除外の欄にアからオの理由が書かれてあるという構成になっております。御質問があれば、お受けしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

佐藤委員長 市民参画の対象外・除外の説明でございましたが、御理解いただけましたでしょうか。

菅原委員 先ほど、意味が分からないと言ったのは、こういうところです。

久保田地域振興部長 大変申し訳ございません。

佐藤委員長 説明が前後してしまい、申し訳ございません。御理解いただいたということで、進めさせていただきたいと思いますが、この際、お聞きになりたいことはございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 それでは、No.7「花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例」について、御質問はありますか。この浄化槽の設置は、市民の方々が個人で設置された場合ということですね。公共下水道と合併処理浄化槽とあって、浄化槽ということですが、よろしいですか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 次に、No.8「花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例」について、御質問はありますか。花巻市に居住しようとする方で、住宅に困窮されている方に対して住宅を提供するというところで、六本木住宅の戸数を2戸から4戸に変更するということです。よろしいですか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 次に、No.9「花巻市手数料条例の一部を改正する条例」については、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 次に、No.10「花巻市営住宅等長寿命化計画」については、よろしいですか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 それでは、次に、No.11「花巻市都市公園条例の一部を改正する条例」、No.12「花巻市公園条例の一部を改正する条例」、No.13「花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」、No.14「花巻市火災予防条例の一部を改正する条例」、以上4件について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） (資料に基づき説明)

佐藤委員長 それでは、No.11「花巻市都市公園条例の一部を改正する条例」について、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 No.12「花巻市公園条例の一部を改正する条例」について、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 No.13「花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」について、よろしいでしょうか。

葛巻委員 2点、お伺いします。軽微なものについて、どこからが軽微となるのか聞きたいのと、東和テニスコートの廃止について、すごくニーズがあって反対などがあるのか、地元の方も、ある程度納得していらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいです。

佐藤委員長 軽微なものの概念と、東和コミュニティーセンター建設に伴う東和テニスコートの廃止ということですが、これについてよろしくお願ひします。

事務局（佐々木課長補佐） それでは、まず、軽微なものについて御説明します。市政への市民参画ガイドラインの4ページをお開きください。こちらには、市民参画の対象から除外できるものとして、ア-軽微なもの、と記載してございます。軽微なものといいますのは、上位法の条項が増えて、条の番号がずれていった場合などがあります。例えば、花巻市の条例の中に、国の何々法の第4条により計画を策定しますとあった場合、もともとの国の法第4条が第5条に変わったとなれば、引用している花巻市の条例も国の法第5条により計画を策定しますと変えなければなりません。この場合、単純な条ずれということで中身には影響がありませんので、そういう場合などを指します。それから、上位法の表現の変更により変更するものも同じような形になります。2点目の東和テニスコートについては、東和中学校のテニスコートが整備されたということで、平成28年、29年には、東和テニスコートの利用は全くなかったということで、影響はなかったということです。また、東和コミュニティーセンターを整備する段階で、基本構想、基本設計について市民参画しております。その際にも触れていますので、東和テニスコート廃止については了解を得ているということで、条例の文言を削除するもので、軽微なものとしてさせていただきました。

佐藤委員長 葛巻委員、よろしいですか。

葛巻委員 そうすると、No.13「花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」については、上位計画に東和コミュニティーセンターの設置があるので、軽微ということですか。

事務局（佐々木課長補佐） 軽微と対象外を間違って説明してしまいました。大変申し訳ございません。軽微については、先ほどの説明のとおりですし、No.13は、そもそも重要な計画等に当たるのですが、市政への市民参画ガイドラインの3ページを見ますと、アからキにあてはまれば対象ですが、今回はいずれにもあたらないので対象外という整理をさせていただいております。お詫びして、訂正いたします。

佐藤委員長 よろしいですか。

葛巻委員 はい、分かりました。

佐藤委員長 次に、No.14「花巻市火災予防条例の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 それでは、本日の報告 14 件については、終了させていただきたいと思います。本日の委員会では、市民参画の除外・対象外が 14 件あったわけではありますが、市民参画が必要なものについては、事前評価、事後評価もごさいますので、それについて、御説明いただいた方が御理解いただけると思います。市政への市民参画ガイドラインに基づいて、改めて、御説明をいただきたいと思います。

事務局（佐々木 「市政への市民参画ガイドライン」に基づき説明）
課長補佐）

事務局（中村課 過去に市民参画について協議した例をもって、今の説明をすれば、もっと分かりやすかったと思います。後ほど、資料を送りますので、参考にしていただければと思います。大変申し訳ございませんが、よろしく願います。

佐藤委員長 ただいまの佐々木課長補佐の説明について、御質問はございますか。

晴山委員 色々と御説明をお聞きしましたが、私達、委員の役割が見えてこないです。今後、どのような流れで集まりをもつのか、何を決定する機関なのか、または、意見する機関なのか、役割を教えてください。

佐藤委員長 それでは、花巻市市民参画・協働推進委員会委員の役割について、改めて御説明をお願いいたします。

事務局（佐々木 皆様にお配りしておりますが、花巻市市民参画・協働推進委員会規則の第 2 条に委員会の所掌事項が書かれてあります。先ほど、晴山委員が御質問なされたのは、この委員会は決定機関なのか、意見を述べる機関なのかということでしたが、本委員会は諮問に応じて調査、審議する、または意見を述べるということで、あくまで意見を述べていただき、その意見を私達がどう反映していくか検討するものですので、決定機関ではございません。よりよい市民参画、協働となるよう意見を頂戴する場になっております。今後の年間スケジュールですが、市政への市民参画ガイドラインの 2 ページに、細かく書いてありますが、重要な計画、条例の市民参画について審議していただくということで、条例は市議会に上程する関係がございますことから、年 4 回の市議会開催に合わせまして、その前に皆様にお集まりをいただいて、提案する条例等の市民参画について御意見をいただきます。市議会の定例会は、3 月、6 月、9 月、12 月ですので、およそ 1 カ月前位に皆様にお集まりいただくというスケジュールとなっております。緊急に開催する場合もあるかもしれませんが、おおむね、年 4 回位ということをお願いしたいと存じます。

佐藤委員長 ただいま、花巻市市民参画・協働推進委員会委員の役割、今後の流れについて御説明がありましたが、晴山委員、よろしいでしょうか。

晴山委員 はい。

佐藤委員長 他に、御質問はございますか。

高田委員 私達の役割は、意見を差し上げるというところかと思いますが、その意見が、そのまま通る場合、通らない場合もあるかと思いますが。ここで出た意見がどうなったかということは、私達にフィードバックしてもらえるものなのか、お尋ねしたいです。

事務局（佐々木 課長補佐） そちらは、皆様が大変気にかかる場所だと思います。意見を頂戴した後は、意見を反映できるか内部で検討いたします。検討結果については、お知らせする形になっておりますし、御意見の反映につきましては、内部の意思決定ということで諸事情等々ございます。今まで頂戴した御意見では、例えば、意見交換会の開催時期について、真冬の参加しにくい時期に設定したのはいかがなものかとか、こういう団体に意見を聞いた方がいい、などございました。検討の結果、そのとおりだとすれば、意見を反映させて、意見を聞く団体を増やすということもございます。皆様の意見を大変貴重で大事なものと思っておりますので、まずは、御意見を慎重に検討して、フィードバックもさせていただきたいと思っております。

高田委員 ありがとうございます。

葛巻委員 委員のみなさんは、判断基準が少なく困っているのではないかと思います。花巻市市民参画・協働推進委員会規則の第2条（3）-市民参画の評価に関する事項についてだけを取り上げているという印象で、（2）-市民参画と協働の推進に関する事項については、今までどう取り組んできたか委員のみなさんは分からないと思いますし、いきなり政策だけ出されても、何とも言えないのではないかと思います。次回で結構ですので、市民参画と協働の推進に関する現状をお示しいただいた方がよいと思います。市職員チームなどで、色々な取り組みを既にされていると思いますので、そういった取り組みを分かっていた方が、委員の皆さんにも生きてくるかと思えます。

佐藤委員長 これについては、意見ということでよろしいですか。

葛巻委員 はい。

佐藤委員長 他には、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

7 閉会

佐藤委員長 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。新任の方々もいるわけですので、ぜひ、この委員会の役割を御理解いただき、よろしくお願ひしたいと思います。先ほど、久保田部長からお話がありましたが、今、人口減少社会、少子高齢社会に入って社会環境も変わってきておまして、その中でまちづくりに取り組んでいるわけで、やはり市民の方々の御意見を市政に反映させるということが必要ということで、この市民参画があると思います。その役割を十分に認識していただいて、今後2年間の任期をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。次回、第2回の委員会は、31年の2月に開催予定ということでございます。先ほど、お話がございましたように3月議会の前ということでございますので、よろしくお願ひいたします。それでは、これもちまして本日の花巻市市民参画・協働推進委員会の第1回委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午前11時20分）